

和歌山大学外国人特別学生規則

制 定 昭和45年12月18日

最終改正 令和5年6月23日

第1条 和歌山大学学則（以下「学則」という。）第49条第2項の規定に基づき、この規則を定める。

第2条 外国人特別学生とは、学則第49条第1項の規定により、入学を許可された者をいう。

第3条 外国人特別学生は、定員外とする。

第4条 外国人特別学生として入学を志願することができる者は、修学目的が適当と認められる者で、かつ修学に必要な日本語の能力を有し、外国において学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれと同等以上の学力を持つと認められる者とする。

第5条 入学志願者は、次に掲げる書類に所定の検定料を添えて学長に願い出なければならない。ただし、国費外国人留学生については、国費外国人留学生制度に基づく所定の手続により願い出るものとする。

- (1) 入学志願票
- (2) 履歴書
- (3) 最終学校の成績証明書及び卒業証明書
- (4) 健康診断書

第6条 入学志願者の選考は、当該学部又は学環（以下「学部等」という。）において、前条の書類を審査し、適当と認めた者について日本語又は英語により、本学の入学者選抜試験に準ずる試験及び面接により行う。ただし、国費外国人留学生及び統一試験に合格した私費外国人留学生については適当と認める方法をもつて試験に代えることができる。

第7条 入学の許可は、当該学部等教授会の議を経て、学長が行う。

第8条 前条により入学を許可された者は、入学に必要な手続をふみ、所定の入学金、授業料等を納付しなければならない。ただし、国費外国人留学生は入学金及び授業料は徴収しない。

第9条 外国人特別学生には、この規則に定めるもののほか、学則その他学生に関する諸規則を準用する。

附 則

この規則は、昭和45年12月18日から施行する。

附 則（平成13年7月26日一部改正）

この改正規則は、平成13年7月26日から施行する。

附 則（平成16年4月1日一部改正：法人和歌山大学規程第137号）

この改正規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（令和5年6月23日一部改正：法人和歌山大学規程第2643号）

この改正規則は、令和5年5年6月23日から施行し、令和5年4月1日から適用する。